自治体との防災協定締結について

1. 道内自治体との締結を進めている協定の概要

(1)目的

2019年9月に関東地方へ襲来した台風15号により、電力設備や道路に掛かる倒木などの影響で同地域の停電復旧に長時間を要したことを踏まえ、北海道内における停電復旧の迅速化を図り、住民の皆さまの生活の早期安定を目的として締結するもの。

(2)連携内容

a. 停電復旧作業の支援	北海道電力と北海道電力ネットワークは電線などに掛かる倒木や市町村道上に 倒れた電柱等の除去作業を自治体へ要請できる。
b. 施設・敷地・資機材などの資源提供	災害復旧作業の実施にあたり、双方が所有する施設・敷地・資機材などの資源 を相互に提供する。
c. 停電情報・被害状況の情報共有	北海道電力と北海道電力ネットワークは停電情報を、自治体は地域の被害状 況を速やかに提供し、相互に連携して必要な情報の共有に努める。
d. 意見交換	本協定に定められた内容を円滑に実施するため、原則として、年1回以上、意見 交換や情報交換を行う。

(3)協定の締結状況

- ・北海道と2021年8月31日に締結済み
- ・道内179市町村のうち、101市町村と締結済み(2022年1月27日現在)

(ご参考) 台風や暴風雪等による被害状況







2. 北海道電力および北海道電力ネットワークが自治体へ要請できる停電復旧作業の支援の概要

大規模災害時において、北海道電力と北海道電力ネットワーク(以下、北海道電力NW)が自らだけでは対応が困難な場合 (作業員が不足している場合や重機・車両等の資機材が不足している場合)に、自治体へ支援を要請するもの。

